

里親だより

2024
春号

第140号

掲載内容

巻頭ニュース フォスタリング人材養成プログラム・
スペシャルフォーラム開催 *p.1

子どもの権利条約・日本政府の報告と国連からの総括所見
— “代替養育” を中心に *p.2 ~

編集スタッフからのおすすめの本 *p.5

地域の里親会カレンダー拝見!!⑬ 宮城県なごみの会 *p.6 ~

私の養育体験⑩ 石橋雄一郎さん、淑子さん *p.8 ~
自治体と里親制度の進展 *p.10 ~

よりよい親子関係を築くために 16年ぶり「真実告知ハンドブック」改訂
家庭養護促進協会神戸事務所・橋本さん、米沢さんに聞く *p.12 ~

ホットトピックス *p.14 ~

話題の言葉 *p.16

巻頭 ニュース

フォスタリング人材養成プログラム・ スペシャルフォーラム開催

日本福祉大学(こども家庭庁補助事業)による「里親養育包括支援(フォスタリング)機関人材養成プログラム」が昨年度実施されました。このプログラムは人材養成はもちろんですが、2024年4月に新しく誕生した「里親支援センター」を周知する意味もあり、センターに関わる職員や支援者だけでなく、広く一般の関心がある人も参加対象でした。その中には里親自身も含まれているため、全国里親会理事がプログラムを作る段階から参加し、支援される側である里親子の意見も取り入れながら進めてきました。

プログラムの内容は2本立てで、ひとつは研修、もうひとつが全国フォーラムです。研修は7つのオンデマンド講義と、全国6都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)で行われた対面演習に分かれ、とく

に演習の方は希望者が殺到、増員した会場もあったほどでした。ロールプレイが多く取り入れられ、里親役をやってみたら「想像以上に兎相との距離が遠かった」「里親側からモノが言いにくいことがわかった」という受講者からの感想も数多く寄せられたそうです。全国フォーラムは東京と大阪の二大都市で実施され、どちらもパネリストに里親、元里子を起用、貴重な当事者の声が聴けたと参加者から高い評価を受けました。

プログラムは2024年度も実施が決まっており、夏ごろには案内が配布される予定となっています。現在は「里親支援」の担当者が職場で自分だけしかおらず、同僚の理解が得にくい、情報が不足しているなどの訴えも強く、今後はプログラムを通して支援者同士の横のつながりを大切にしたいとのこと。 (船矢佳子)



▲ 2024年2月15日
梅田サウスホール(大阪会場)



▲ 2024年3月1日
日本橋三井ホール(東京会場)

里親養育包括支援(フォスタリング) 機関人材養成プログラム

主催・問合せ

日本福祉大学 フォスタリング機関人材養成プログラム担当
nfu-fostering@ml.n-fukushi.ac.jp

東京 TEL: 03-5220-2825 (月~金: 9:30 - 17:30)

大阪 TEL: 06-6468-2400 (火~土: 9:30 - 17:30)

▶ <https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/>

※夏頃、情報公開予定。

子どもの権利条約・日本政府の報告と 国連からの総括所見 —— “代替養育” を中心に

間もなく日本の政府報告が出る予定、
私たちが民間レポートで発言していき
ましょう

広い分野にわたる「子どもの権利条約」のなかから、ここでは“代替養育”についてみていきます。条約を批准すると批准国から国連への報告が義務付けられます。それに対して国連からの総括所見が報告国に出されます。政府報告が出た後、日弁連やNGOなど民間団体が政府とは異なる見解などをカウンター報告します。国連子どもの権利委員会は批准国の報告だけでなく、カウンター報告も参考に報告国への総括所見を書くことが多いといえます。

「子どもの権利条約」について、数度にわたる日本の政府報告と国連の総括所見のなかから“代替養育”をみていきますが、ここではカウンター報告については割愛します。

また、国連からまもなく次の政府報告が求められていることから、私たちが改めて国内の取り組みを振り返り、カウンター報告の準備なども始めていきたいものです。(木ノ内博道)

「子どもの権利条約」の考える“代替養育”

「子どもの権利条約」は1989年に国連総会で採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しました。この条約は196の国が批准しており、世界でもっとも受け入れられている人権条約です。

「子どもの権利条約」の内容は多くの分野にわたっていて、なかなか理解するのが困難です。たとえば2006年に行われた国内での「関係省庁と市民・NGOとの意見交換会（主催・外務省）」では、内閣府・外務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・警察庁などが政府側として参加していました。当事者、子どもの業務に関連する団体や個人も多く参加していましたが、残念なことに代替養育関係者の出席はほとんどありませんでした。目立ったところでは障害児に関わる団体の発言が多くみられました。

「子どもの権利条約」に書かれた“代替養育”については、第20条で〈一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する〉とあり〈締約国は、自国の国内法に従い、児童のための代替的な監護を確保する〉そして〈監護には特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる〉としています。

保護の必要な子どもについては国が責任を持ち、里親委託や養子縁組によるものとし、必要がある場合に施設を利用できる、というものです。

また〈解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な

考慮を払うものとする〉としています。

暫定的な措置ではなく安定した居場所の確保が大事だということです。親元に帰ることができないようであれば、里親にとどまらず、養子縁組などを用意する必要があるとしています。

そして21条では養子縁組について書かれています。締結国は〈児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するもの〉としています。

子どもの代替養育に関するガイドライン

「子どもの権利条約」とともに、2009年に国連で採択された「子どもの代替養育に関するガイドライン」も“代替養育”についてみていく上で大事です。

たとえば、ガイドラインの21で〈施設養育は、その環境が、子ども個人にとって、とりわけ適切で必要かつ建設的であり、その子の最善の利益に沿う場合に限られるべきである〉としています。そして22では〈専門家の有力な見解によれば、乳幼児特に三歳未満の代替養育は、家庭を基盤とした環境で提供されねばならない〉としています。

施設養育を限定的なものとし、さらに、3歳未満の乳幼児については乳児院ではなく家庭を基盤にした環境が大事である、ということです。

4つの報告と総括所見

批准国は国連子どもの権利委員会に対して、批准状況を報告しなければならず(子どもの権利条約第44条報告審査義務)、国連子どもの権利委員会はその国に対して総括所見を行い、必要があれば勧告を行います。

これまでの日本政府の報告と国連の総括所見から“代替養育”を中心にみていきましょう。これまでに4回の報告と総括所見が行われています。

① 第1回日本政府の報告と国連からの総括所見

第1回政府報告は批准から2年後（1996年5月）に出ています。そのうち代替養育については、「家庭環境を奪われた児童」の項で乳児院、養護施設、里親が挙げられています。里親については〈社会全般の関心が低いことなどにより、里親数、委託児童数とも漸減傾向にある〉としています。また、〈児童福祉法に基づき、保護者のない児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童については、児童相談所において一時保護を行うとともに、必要に応じて、乳児院、養護施設へ入所させる等の措置をとることができる。また、この他に、児童福祉法に基づき、里親への委託の制度も設けている〉と書かれていて、里親を増やしていこうというような内容ではありません。

これについて、国連からの総括所見（1998年6月）18では、〈委員会は、施設に入っている児童の数、並びに、特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みが不十分であることを懸念する〉として勧告を行っています。

② 第2回日本政府の報告と国連からの総括所見

第2回日本政府の報告は2001年11月に出されています。家庭環境を奪われた児童については〈虐待を受けた児童等特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段の提供については、できる限り家庭的環境の中で養育していくことが重要であり、里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する、児童の健全な育成を図る上で大変有意義な制度であると認識し、その普及を推進している〉と、里親制度の充実を挙げています。この文章の“家庭的環境”というのは里親を対象にしている、日本で言われる施設の小規模化のことではありません。

これに対して、総括所見（2004年2月）では虐待について多く指摘しており、里親制度には触れていません。38の(c)で児童相談所において訓練された職員を増やすこと、を勧告しています。また、〈児童養護施設の最低基準を条約第16条と適合するよう改正すること、を勧告する〉としています。

なおこの総括所見で、2006年5月21日までに第3回定期報告を受領することを期待する、として次

回報告書の提出を求めています。

③ 第3回日本政府の報告と国連からの総括所見

求められた期日から2年遅れの2008年4月に日本政府は第3回の報告書を出します。

里親については第2回の総括所見に指摘されていないことから、この報告でも特に触れず、施設入所について195で、〈都道府県知事が児童に対し児童福祉施設への入所措置等を探ろうとする際には、児童が意向を表明する機会が保障されており、その意向が都道府県知事を探ろうとしている措置と一致しない場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないこととされている〉など、第2回の総括所見で指摘されたことのみ回答して、里親については触れていません。

第3回報告書の総括所見（2010年6月）では52から53で「親の養護のない児童」の項目が記述されています。52で〈家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する〉として多岐にわたって指摘しています。〈里親手当が引き上げられたことを歓迎するが、すべての里親に財政的支援を確保すること〉は里親手当の対象となっていない親族里親についていっているものと思われます。また国連の採択した「代替養育ガイドライン」を考慮するように、ともいっています。

養子縁組について54で〈直系卑属である子どもの養子縁組が、司法の監視や家庭裁判所の許可なく行えることに懸念〉するとしています。

④ 第4回第5回日本政府の報告と国連からの総括所見

第3回の総括所見で「次の報告は2016年5月までに」と求められていた第4回報告は、2017年6月にずれ込んでいます。そのため報告書は第4回第5回政府報告となっています。“代替養育”については〈小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を創設した〉また〈2011年に「里親委託ガイドライン」を策定し、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべき、としています。今後、各都道府県市において、2015年度から2029年度末までの15年間に、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの

委託児童の割合」をそれぞれ概ね3分の1ずつになるよう、取組を進める」としています。提出は2017年ですが、2016年に児童福祉法が新しく改定されて、総則に「子どもの権利条約の精神にのっとり」とあり、「新しい社会的養育ビジョン」が示されたことなどはこの報告書には触れられていません。

しかし、報告書への総括所見（2019年3月）では児童福祉法の改正や「新しい社会的養育ビジョン」を評価しています。そして、懸念されることも挙げています。とくに〈家族から分離される子どもが多数にのぼるとの報告があること、および、子どもは裁判所の命令なくして家族から分離される可能性があり、かつ最高2か月、児童相談所に措置されうること〉などを懸念するとしています。そして措置を促したい、として29では以下の項目が挙げられています。

- (a) 子どもを家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入し、子どもの分離に関する明確な基準を定め、かつ、親からの子どもの分離が、最後の手段としてのみ、それが子どもの保護のために必要でありかつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子どもおよびその親の意見を聴取した後に行なわれることを確保すること。
- (b) 明確なスケジュールに沿った「新しい社会的養育ビジョン」の迅速かつ効果的な執行、6歳未満の子どもを手始めとする子どもの速やかな脱施設化およびフォスタリング機関の設置を確保すること。
- (c) 児童相談所における子どもの一時保護の慣行を廃止すること。
- (d) 代替的養護の現場における子どもの虐待を防止し、これらの虐待について捜査を行ない、かつ虐待を行なった者を訴追すること、里親養育および施設的環境（児童相談所など）への子どもの措置が独立した外部者により定期的に再審査されることを確保すること、ならびに、子どもの不当な取扱いの通報、監視および是正のためのアクセスしやすく安全な回路を用意する等の手段により、これらの環境におけるケアの質を監視すること。
- (e) 財源を施設から家族的環境（里親家族など）に振り向け直すとともに、すべての里親が包括的な支援、十分な研修および監視を受けることを確保しながら、脱施設化を実行に移す自治体の能力を強化し、かつ同時に家庭を基盤とする養

育体制を強化すること。

- (f) 子どもの措置に関する生物学的親の決定が子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申立てを行なうよう児童相談所に明確な指示を与える目的で、里親委託ガイドラインを改正すること。

そして、次回報告を〈第6回・第7回統合定期報告書を2024年11月21日までに〉と求めています。

第6回・第7回統合定期報告書への関心

今年の11月21日までに日本からの報告が求められているわけですが、これまで遅れがちであったことを思うと、期日が守られるかどうか心配です。しかしながら、こども基本法の成立など意欲的に取り組んでいますので、期日が守られる可能性もあります。

その報告書をみながら、民間からカウンター報告書が書かれていくことと思います。これまで日弁連やNGO、子どもの権利条約総合研究所などがカウンター報告を行ってきました。

“代替養育”についてはどのようなことに触れるべきでしょうか。

第4回第5回の総括所見で指摘されている子どもを家族から分離する際に司法審査を導入すること、「新しい社会的養育ビジョン」の執行、一時保護のあり方など課題はいずれも大きなものばかりです。

親子分離に際しての司法審査の導入については限定的ながら取り組みが始まろうとしています。一時保護の仕組みについては、今のように児童相談所に併設されている形から急に変更することは困難でしょう。しかしながら、日本の敗戦直後に作られた一時保護のあり方は見直す時期にきていると思います。里親家庭の活用などを検討したいものです。

もう一つは、養子縁組をきちんと社会的養護に組み入れる必要があるということでしょうか。大人の事情の強い制度でなく、親元に帰れない子どものための制度であるべきです。この子らが施設や里親のところで暮らすのではなく、安定した家庭環境を提供するために養子縁組を行うのです。アメリカのある州などでは養親に里親とほぼ同額の手当を出しているところもあるようです。

日本は今年、子どもの権利条約を批准して30年という節目の年に当たります。“代替養育”が子どもの権利条約の精神に基づいた仕組みになるよう、私たちも努力していきましょう。

● 編集スタッフからのおすすめの本 ●

本

天使のすむ町

アンジェラ・ジョンソン著 富永 星訳 出版社：小峰書店 発行日：2006年5月 定価：1,400円+税



主人公のマーリーはヘヴンという町の温かい家庭で暮らしています。14歳のある日、よく手紙をくれるけれども会ったことのない「ジャックおじさん」が実父で、生母は事故で亡くなったと知らされます。真実告知による子どもの心の変化が分かる作品です。

真実を伝える手紙を読んだ後は、千々に乱れる心境のようです。「(ジャックからの手紙が入った)この箱を、どこかにやっしまえば、すべて元通りになるんじゃないかな」は、「知らない方がよかったかも」とのニュアンスです。「私がつらくなったのは、自分がどこに立っているのか、自分が誰なのか分からなくなったから」と動揺する心境を持って余しているようです。「もう、わかんない。1個大きな嘘をつく、なにもかもが嘘になっちゃう」は、真実告知を避けてきた育ての親の内面を言い表しています。

「姉ちゃんは、ジャックの家族じゃなくて、俺たち

の家族なんだから」という弟（バッチー、血縁関係上はいとこ）の言葉が刺さります。きょうだいの関係性が良好であることは救いです。

最後にマーリーは思いを語ります。「私の家族は今も家族で、肩書が変わっただけ。バッチーは、相変わらず私が大事に思っている男の子、スケボーで人生を駆け抜けている。ママは相変わらず庭を掘っては草木を植えていて、私に似た手をしている。そしてパパは相変わらず、私が目を閉じると、その笑顔がまぶたに浮かぶ人」。弟、母、父……それぞれに対する愛が伝わってきます。

本作はアフリカ系アメリカ人の若者や子ども向けの優れた本を表彰する「コレッタ・スコット・キング賞」に輝いています。真実を受け入れたマーリーの心の成長を、どうぞ読み取ってください。

若林朋子

本

15歳からの社会保障～人生のピンチに備えて知っておこう！

横山 北斗著 出版社：(株)日本評論社 発行日：2022年11月 定価：1,500円+税



社会保障とは、簡単に言えば「失業」「病気・ケガ」「ひとり親になった」など人生の逆境に出会ったときに、助けてもらえるサービスのこと。ただ日本の場合、「自分から申請」しないと利用できない「申請主義」が基本です。制度があることを学ぶ機会もないまま成長し、「知らない」ために、いざその時に申請までたどりつけない人たちが大勢います。

著者の横山氏自身は中学生のときに難病にかかり、難病の子ども向け医療費を支援してくれる制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）を利用した経験がありました。やがて成長して社会福祉士になり、医療機関に勤めると、さまざまな制度を知らずに苦労している人たちが多くいることに気づきました。

「自分が制度を利用できたのは、病院のスタッフがたまたま両親に教えてくれたから。もっと子どものときから社会保障について知る機会があればいいのに」。

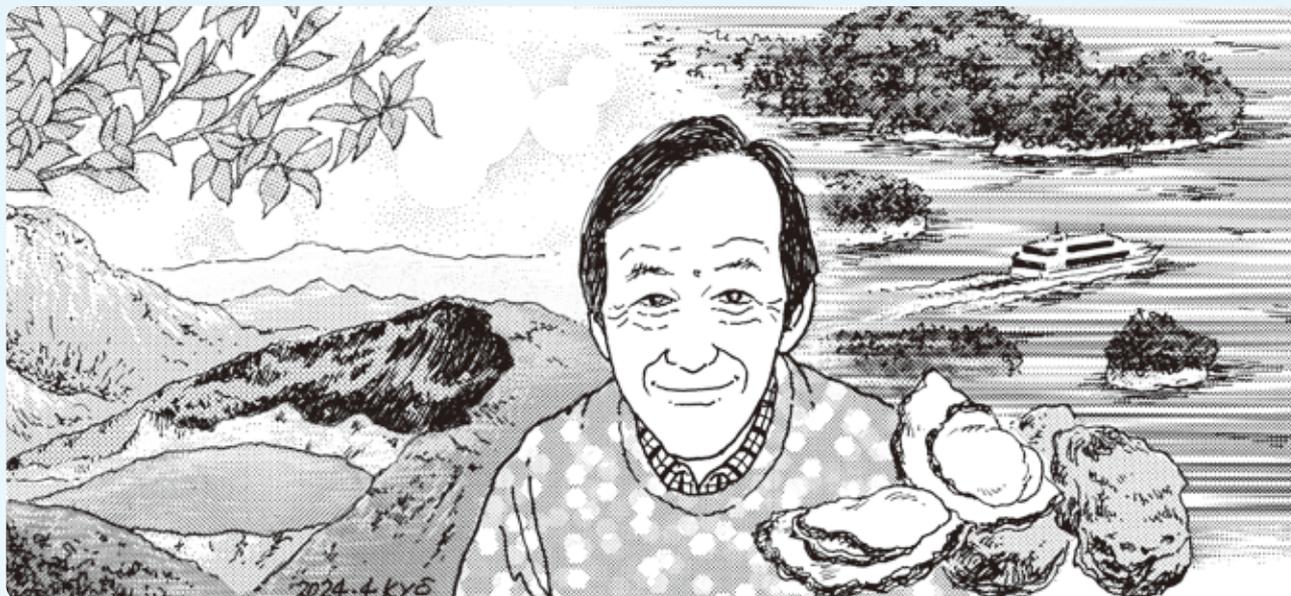
そんな思いから執筆を思い立った本書は、内容が

10章に分かれ、各章ごとに人生の困難に出会った架空の登場人物が出てきます。そしてさまざまな方法で相談先を見つけ、制度活用にとどろつくストーリーです。「住む場所がなく、食べるものにも困ったシンジ」「会社でハラスメントを受け、体調を崩したエミリ」など。里親制度が出てくる章もあります。「高校生で妊娠し、生活に困ったマミ」です。マミは予期せぬ妊娠に悩み、ネット検索で相談窓口「にんしんSOS」を見つけ、「産む、産まないの期限」「育てられない場合の選択肢」などの話を聞き、中絶や里親・養子縁組制度、乳児院の活用などの情報を得ました。

「義務教育で学ぶ機会もないのだから、私たちが『知らない』ことは決して個人の責任ではありません」と横山氏。「社会保障制度は『変える』こともでき、『つくる』こともできるのです」と力強く語っています。

船矢佳子

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。



▲宮城県なごみの会会長・ト蔵康行さん。御釜、松島、ミヤギノハギ、カキ（イラスト・京川誠）

主な活動

- 5月 総会
- 7月 サマー交流会
- 9月 ふれあいキャンプ
- 10月 ぶどう狩り
- 12月 クリスマス会
- 1月 新春交流会
- 3月 いちご狩り、卒業・進級・進学を祝う会

宮城県なごみの会は東日本大震災以降、親族里親サロンを開催するなど、被災した子どものケアに力を入れてきました。大震災から13年が経過し、役割を終える親族里親もいますが、新たに登録する養育里親もいます。ト蔵康行会長に話を聞きました。

（若林朋子）

児童相談所（児相）の管轄に合わせて「北部」「東部」「中央」「仙南」の各支部があります。以前は「宮城県里親連合会」という名称で各地区の里親会ごとに活動していましたが2011年9月に改編し、一つの組織になりました。支部ごとに時期をずらして交流事業を行っており、他の支部の行事にも参加できます。仙南と東部は隔月でサロンを開き、北部、中央、仙南は「〇〇じゃむ」という名称で里親の地域グループ単位の活動をしています。人数は10～20人。「じゃむ」はピアサポートが目的で、年に数回、毎月など、それぞれの裁量で決めて集まります。

東日本大震災の後、県から里親会に親族里親支援

事業の委託を受け、2012年度から震災孤児を含めた交流事業を続けてきました。また、東北大学が設置した「震災子ども支援室」や児相と協力して東松島市、石巻市、気仙沼市を会場に年間8回サロンを開いてきました。子どもが自立していくにしたがってサロンの回数は減っています。年1回、被災した3市の親族里親が交流する場も設けていましたが、新型コロナ感染拡大の前ごろには行われなくなっていました。現在、サロンを開いても参加するのは数人で、震災孤児の支援は個別の家庭訪問や個別の対応にシフトしつつあります。大震災直後、親族里親の登録件数は約60件ほどでしたが、現在は3件となりました。

ただし、里親会の会員数は増加しています。その理由は大震災を契機に福祉の志を抱いて「里親になろう」と養育里親として登録した方が少なからずいたことや、一時保護の里親さんに保険の加入の推奨と合わせて入会を促していることなどが挙げられます。また、全県での動きは仙台市の里親会「ほほえみの会」の研修に「なごみの会」のメンバーも参加するなど、交流を深める機会があります。

みやぎ里親支援センター「けやき」が県より里親等支援センター事業の委託を受けて2017年1月から稼働し、私はセンター長に着任しました。近年、「ケアニーズの高い子が増えている」と感じますが、「けやき」には臨床心理士がいるので、「いつでも相談できる」という安心感があります。

宮城県里親の登録状況など

宮城県里親会（なごみの会）のご紹介にあわせて、宮城県の里親登録状況や委託状況などについて
みていきます。 （木ノ内博道）

▶里親登録状況

——里親登録は215世帯で東北ブロックでは福
島県、岩手県に次いで多い

福祉行政報告例の2022年（令和4年）3月末の「里親数及び里親に委託されている児童数」によれば、宮城県（仙台市を除く）の里親登録数は215世帯で東北ブロック管内では福島県（254世帯）、岩手県（219世帯）に次いで多くなっています。前年は184世帯でしたので16.8%の伸びとなっています。また、仙台市の里親数は196世帯ですからこれを含めると411世帯となり東北ブロックでトップとなります。

種類ごとにみていくと、養育里親が160世帯、専門里親が7世帯、親族里親が12世帯、養子縁組里親が41世帯となっています。多くの地域で見られる、養育里親と養子縁組里親の重複登録はないようです。

▶子どもが委託されている里親

——養育里親への委託は23.8%で全国平均を下
回っている

子どもが委託されている里親は56世帯で、登録里親のうち26.0%が委託されている里親となります。委託率は全国平均では31.0%ですから5%ほど下まわっているといえます。

種類別にみていくと、養育里親への委託は38世帯（前年28世帯）、専門里親4世帯（同5世帯）、親族里親12世帯（同21世帯）、養子縁組里親2世帯（同0世帯）、となっています。10・11ページにも紹介しましたが、宮城県は、登録している養育里親のうち委託されている養育里親は24.0%ということになります。全国平均の養育里親の委託率は30.1%ですから、もうひと頑張りお願いしたいものです。

▶里親に委託されている子ども

——学童以上の委託、全国平均の16%超

見方を変えて里親に委託されている子どもたちの方からみるとどうでしょうか。委託されている子どもの総数は78人（前年73人）。内訳は養育里親に委託されている子どもが51人（同38人）、専門里親が5人（同6人）、親族里親が19人（同28人）、養子縁組里親が3人（同1人）となっています。

里親に委託されている子どもたちの年齢は、3歳未満が5人、3歳から6歳が9人、7歳以上が64人で、学童以上の子どもたちが多くなっています。全国の平均では、学童以上の子どもの割合は65.9%ですが宮城県の学童以上の子どもの割合は82.1%に上ります。

▶里親等委託率は

——36.9%で上位6番目

児童養護施設や乳児院、里親やファミリーホームに委託されている子どもたちのうち、里親とファミリーホームに委託されている子どもたちの割合を“里親等委託率”といいます。家庭養育が進展しているかどうかの指標として使われます。全国の里親等委託率は10・11ページに紹介していますが、平成29年3月末では36.9%で上位6番目に位置しており高い数値といえます。

ところで厚生労働省は、平成28年度の児童福祉法の改正を踏まえて里親等委託率の目標を年齢階層別に公表しています。宮城県（仙台市を除く）は令和7年3月末で51.4%に、令和9年3月末で55.4%に、そして令和12年3月末で3歳未満の乳幼児の里親等委託率を51.9%に、3歳以上を63.2%に、学童期以降を62.2%の目標を作成しています。達成されることを期待したいものです。

お知らせ 『里親だより』を読んだ感想をお聞かせください。これからの編集の参考にさせていただきます。また、ぜひ取り上げてほしい企画などがありましたらご提案ください。『里親だより』を読んで」と明記のうえ、奥付の住所への郵送かメールアドレスをご利用ください。



私の 養育体験

石橋雄一郎さん、淑子さんに聞く
(石川県珠洲市)



▲ 石橋雄一郎さんと妻の淑子さん

能登半島地震で被災、復興は遠い道のり 里親として培ったつながり生かし活動

石川県里親会の石橋雄一郎さん・淑子さん夫婦は珠洲市に住んでいます。2024年元旦に発生した能登半島地震で自宅が一部損壊し、避難所での生活を経験しました。電気、ガスは地震発生後、数日で使えるようになりましたが、水道はいまだに復旧していません。現在、どんな生活を送っているのでしょうか。これまでの子育てや、被災地で求められる支援、委託中の子どもへの思いなどについて聞きました。

(2024年3月21日オンライン取材、若林朋子)

新生児置き去りの報道を知り里親に

1989年に結婚し、実子は長男31歳、長女28歳、次女25歳、三女23歳、次男22歳がいます。次男が誕生した時は金沢市に住んでいました。「生まれたばかりの赤ちゃんが産院に置き去りにされる」というニュースを聞き、「(同じ年齢の)次男と一緒に育てたい」と思ったのが里親になるきっかけです。もちろん、すぐに子どもを受託することはできず、里親研修を経て2002年に養育里親として登録しました。2007年に珠洲市へ転居し、2022年には専門里親の研修を受けました。大分県に嫁いだ長女の義理の両親がファミリーホームを運営するなど、親戚や知人には里親が少なくありません。

育ててきた子どもはいずれも長期で、A君、Bちゃんの2人です。A君は2011年に6歳で受託し、現在19歳。知的障害があり時々、びっくりさせられることもあります。ピュアな心の持ち主で、一緒に過ごしていると心洗われ、癒やされることがよくあります。

Bちゃんは2018年に11歳で受託し、現在16歳です。来たばかりのころは、髪の毛を伸ばしっぱなしで、入浴を嫌がりました。わが家は家族の髪を私(雄一郎さん)が切っています。Bちゃんがヘアカットの様子を見て「私の髪も切ってほしい」と言ってきた時には驚きました。今は友達もでき、安心して生活しています。

きょうだいと暮らしながら変化

Bちゃんがわが家に馴染んでいく過程で「何がよかったのだろう」と振り返ってみましたが、私たちは特別なことをしたわけではありません。ただ、きょうだいと一緒に暮らす時間によって、普通の生活習慣を身に付けることが自然にできていったのだと思います。当たり前前を当たり前前している姿を見て「髪を切ってほしい」と言うなど、心地よく過ごすために必要なことが理解できたのだと思います。

私たちが暮らす地域は、ほかに里親はおらず、行政も学校も里親制度に関わる人やその現状を知る機会はほとんどなかったようです。A君を受託して以降、学校の先生や地域と児童相談所の職員を交えて接する機会を設け、子どもの近況や制度についての情報を共有してきました。七尾児童相談所からは月に1回程度、わが家を訪問してもらい、一緒に学校に行き先生と話すこともありました。また、特別養子縁組で親子になった家庭が近くにあり、里親サロンを通じて交流を深めてきました。

水道はいまだに普及せず

能登半島地震以降、私たちがどのように過ごして

きたかを、お話しします。

一戸建てのわが家は一部損壊し、私たちは地震発生から2日間、避難所となった上戸小学校で過ごし、3日目以降からは自宅へ戻りました。電気は数日後、ガスは1週間後に復旧しました。スマートフォンは3日後ぐらいから使うことができましたと思います。3月21日現在、水道は復旧していません。飲料水は支援物資として届いたものを使い、トイレは簡易トイレ、入浴は自衛隊が設置した仮設の風呂を利用しています。わが家は浄化槽を使っていましたが、地震で破損してしまい、水道が元に戻っても生活排水を流せない状況です。インフラが全て元に戻るには、かなりの時間がかかりそうです。

支援物資が届き、食品をスーパーで買うことができますが、午後3時過ぎには閉店します。鮮魚は入荷しておらず、肉はすぐに売り切れてしまいます。野菜や加工品は買うことができます。郵便物は当初、郵便局に取りに行かなければならなかったのですが、最近は自宅へ届くようになりました。

石川県外からボランティアに来た人が驚くのは、地震発生から2カ月半以上経っているのに町の風景がほとんど変わっていないことです。壊れた家そのままになっていて、被害を受けた建物の解体作業がほとんど進んでいないのです。公費解体で建物を解体する場合、解体業者がやってきて勝手に傾いた家を壊すわけにはいきません。事前に必要なものを持ち出し、ゴミなどは所定の場所に出します。しかし、高齢者だけの住まいが多いので片付けをすることが難しいのです。公費解体にあたり、どこに連絡を取って、どのような手続きを経て解体すればいいかも分からない方は少なくありません。

自宅をボランティア活動拠点に

高齢化率が高く、支援に当たる年代も被災者であるという現実には珠洲市の復興を遅らせていると感じ



▲「ひのきしんセンター」となった石橋さん宅

ます。そこで1月5日にわが家を事務所「ひのきしんセンター」とし、ホームページも立ち上げて、炊き出しや救援物資の受け取り・配布、ボランティアの宿泊拠点としています。私が把握している限り1月は260人、2月は300人、3月は400人のボランティアが来てくれました。多くの支援をいただいています。珠洲市全体としては、まだまだ人手が足りません。県が開設しているボランティアの窓口に登録している人はたくさんいるようですが、奥能登まで入るには制限があります。

1月5日以降、わが家では常にボランティアが10人ぐらい宿泊するようになりました。また、A君はわざわざした雰囲気では落ち着かないことから、高齢の両親と1月27日に加賀市へ二次避難しました。A君の勤め先も被災し、業務が停止したため、解雇という状況になっています。今後、生みの親と一緒に暮らすことも難しいため、この先も私の両親や私たち夫婦らとともに家族として暮らし、見守っていきたくと思っています。

Bちゃんは地元の高校に通っているため、わが家で暮らしています。この子は進学を希望しているので、高校卒業までわが家で過ごした後は彼女の叔母と連携しながら自立を支えていきたいと思っています。

珠洲市は能登半島地震で大きな被害を受け、復興までは遠い道のりです。行政の人たちには一般業務があり、かつ、被災者です。そういった中で私たちは里親として培った地域のネットワークも生かしながら、活動しているのが現状です。このような実態を全国の里親の皆さんにも知っていただきたいと思います。珠洲市など「奥能登」と言われるエリアまでボランティアの方が来て、力を貸してくださることを願っています。

※「ひのきしんセンター」
ホームページ



▲ 珠洲市内の被災した住宅を解体する様子

自治体と里親制度の進展

里親制度は全国同じ制度ですが、他の地域の里親に会ってお話をすると、これが同じ里親制度だろうか、と感じることが多いと思います。それは、地方自治法によって運用は各地方自治体に任されているからです。

里親制度も自治体によって運用が異なっていて、積極的な自治体とそうでない自治体もあります。ここでは2つのグラフから里親制度に力を入れている地域かどうかをみていきます。(木ノ内博道)

地域ごとの里親等委託率 (平成29年3月現在)

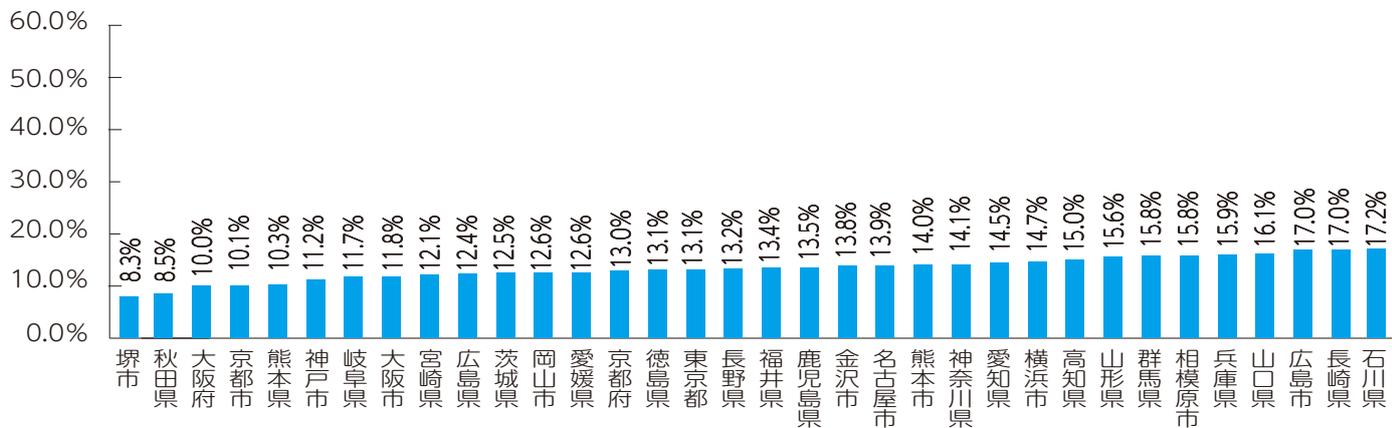
上段のグラフは児童養護施設・乳児院と里親・ファミリーホームに預けられた子どものうち、里親やファミリーホームに預けられた子どもの割合をグラフにしたものです。時期は平成29年3月末のものです。

平成28年に改正された児童福祉法によって、社会的養護は原則家庭で行うものとされています。しかし現実的には児童養護施設や乳児院で多くの子ども

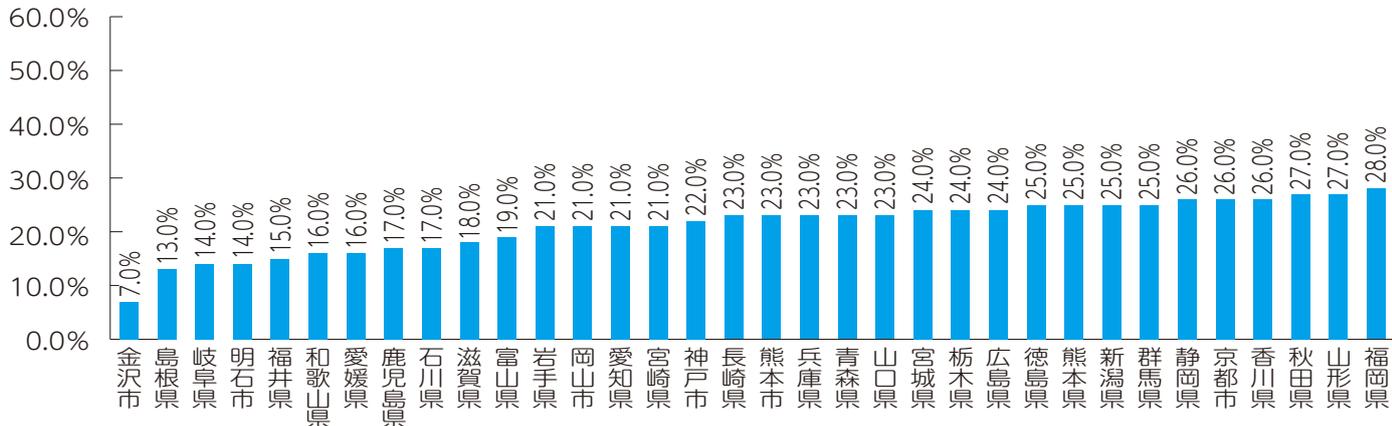
が養護されています。これは、家庭養育に切り替えるべく厚生労働省によってつくられたグラフです。先にも述べた通り、里親制度を進展させるために直接国が命令することはできません。里親など家庭養育が進んでいる地域もあるのでそれ以外の地域でも励みにしてほしいとの趣旨でつくられたものです。しかし、地域の担当者に聞くと、他の地域の数字が高いので逆に無力感に襲われる、との声をよく耳にします。より高い地域を見本に頑張してほしいものです。

具体的に数値をみていきましょう。最も高いの

1. 地域別の里親等委託率 (平成29年3月現在)



2. 地域別の養育里親の委託率 (令和4年3月末現在)



は新潟市で51.1%。次いで静岡市の45.5%、福岡市の39.7%と続きます。最も低いところは堺市の8.3%、次いで低いのは秋田県の8.5%となっています。全国平均としては18.3%。一口に言うなら地域差が大きいといえます。そして、里親の活用が十分ではないといえます。

里親を開拓し活用してほしいものです。里親はたえず新陳代謝をしていきます。常に開拓し活用していかないと里親の維持は難しいのです。

東京都は里親を増やすために「さとペン」というキャラクターで里親PRをするといいます。ペンギンは群れでヒナを育てるところから、名前を借用したとのこと。各地で、知恵を絞って里親を増やしていただきたいものです。

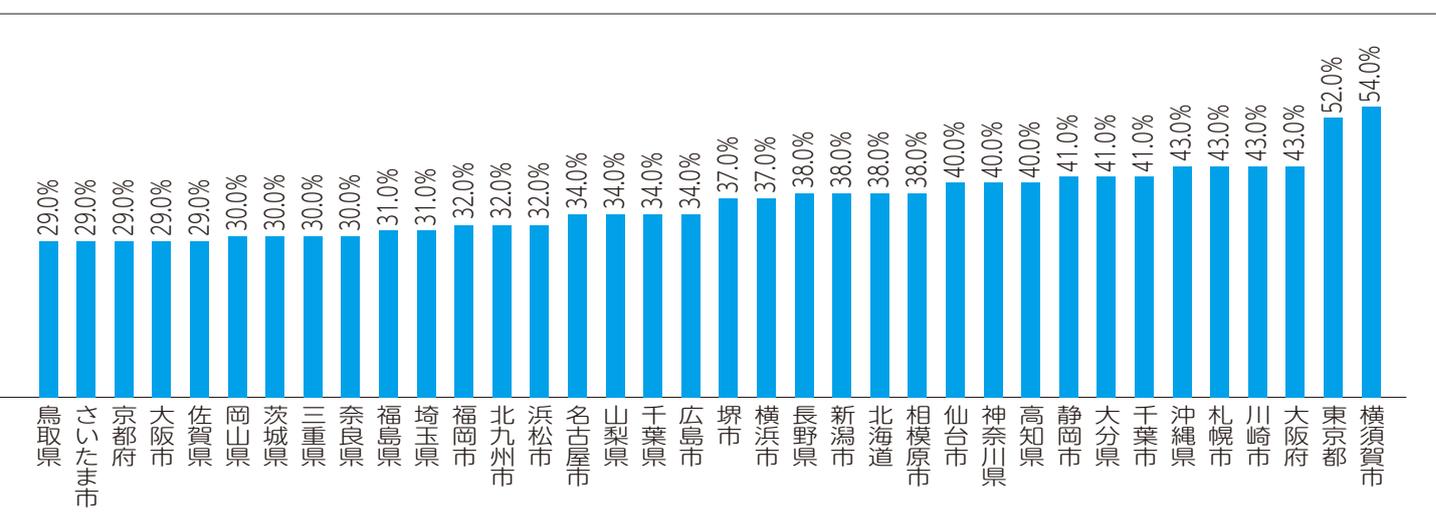
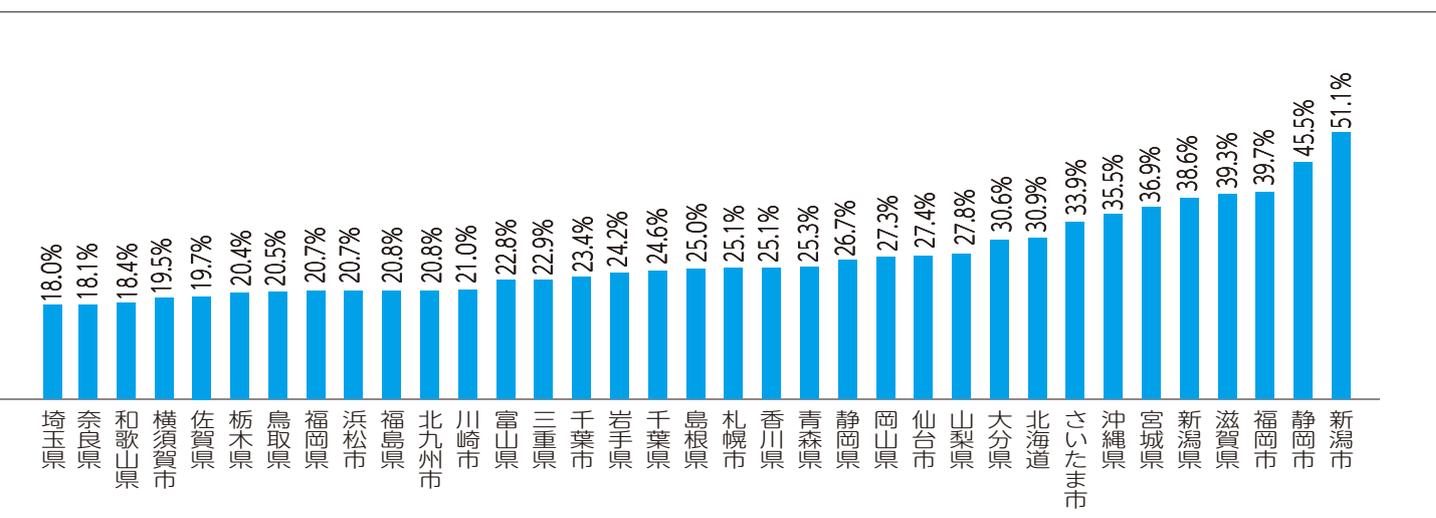
地域ごとの養育里親の委託率

下段のグラフは、養育里親の委託率をみたもので

す。希望して里親になったものの子どもが委託されないとするすると登録だけして結果としてやめていくこととなります。養育里親が活躍しているかどうか、それは地域の里親の活性化の根幹にも関わることでしょう。

グラフをみると委託率の最も高いのは横須賀市(54.0%)、次いで東京都(52.0%)、大阪府、川崎市、札幌市、沖縄県が同率で43.0%となっています。一方、委託率が低いのは金沢市(7.0%)、次いで島根県(13.0%)、岐阜県と明石市が14.0%となっています。なお全国平均は30.1%です。

委託率が伸びないのは、里親登録と子どもの委託が別々になされているからだ、という言い方をよく耳にします。また、養育に不向きな里親も多い、などともいわれています。しかしどのようなことがいわれようとも、研修などによって里親を戦力として育ててほしいものです。



よりよい親子関係を築くために 16年ぶり「真実告知ハンドブック」改訂

家庭養護促進協会神戸事務所・橋本さん、米沢さん に聞く

家庭養護促進協会は、生みの親が育てられない子どものために里親を探す「愛の手運動」を神戸市で1962年、大阪市では1964年から続けてきました。運動については「里親だより」91号、92号で紹介しています。同協会は、これまで読み継がれてきた『真実告知ハンドブック～里親・養親が子どもに話すために』を2023年11月、16年ぶりに改訂しました。2016年の児童福祉法改正で「家庭養育優先原則」が盛り込まれ、2023年にこども家庭庁が発足するなど政策の転換を経て、真実告知への考えも変化してきています。同協会神戸事務所事務局長の橋本明さんと主任ケースワーカー・米沢普子さんに伺いました。

(若林朋子)



▲『真実告知ハンドブック』改訂版

2,581人の子どもが里親に迎えられる

—家庭養護促進協会では家庭養育の意義をどのように考えてこられましたか。

橋本 これまでに当協会を通じて2,581人の子どもたちが里親に迎えられ、そのうち1,944人が養子縁組をしています。活動を通して、子どもが地域の家庭で育つことの意味や役割を伝えてきました。

—「改訂版」の特徴を教えてください。

橋本 ハンドブックを最初に出版したのは2007年4月でした。16年を経て「真実告知は里親と子どもにとって必要」という認識が広まっていったと感じます。子どもの「知る権利」や生き方を尊重し、「(里親が真実を) 話すか、話さないか」から、「いつ、どのように話すか」と考えは変わりました。変化を受けて変更した部分があります。また、米国の告知について書かれた書籍『Telling the truth to your adopted or foster child—making sense of the past (あなたの養子・里子に真実を伝える—過去を意味のあるものにするために)』(2015年9月)の抄訳を加えました。

—新しい部分は具体的に、どのような例でしょうか。

米沢 第2章の「こんなとき、こんな場合 告知の

ためのQ & A」に「(特別養子縁組において) 子どもの名前を変えることはできますか」という質問を加えました。養親と子どもの名前が同じだったので改名したケースを知っています。このように状況によって変えた方がいいこともあります。生みの親が思いを込めて名付けた場合、名前を変えることは慎重にすべきです。逆に、あえて養親が名前を付けることもあります。いずれにせよ慎重に考えてほしいのです。なぜなら「誰が名前をつけたのか」と子どもは聞くことがあります。Q&Aやエピソードはすべて、出前講座や研修会、様々な出会いの際に、成人した里子・養子から聞いた事例です。

米国の事例を紹介

—米国の告知について書かれた書籍の抄訳は、子どもの心の深い部分に寄り添う内容だと感じました。

橋本 当協会は機関紙『は一もにい』を年4回、発行しています。134号(2019年12月発行)から連載を始め、今も続いています。この本は米沢が見つかりました。抄訳を紹介するにあたり、米国の版元から了解を得た上で載せています。一方、「日米の文化的背景や考え方の違いなども考慮し、告知の参考としてください」と書いています。米国の例を鵜呑みにせず少し距離を置いて読んでもらえたらと思います。

——日米の養子養育の違いについて教えてください。

橋本 一橋大学経済研究所の森口千晶教授による論文「日本はなぜ『子ども養子小国』なのか——日米比較にみる養子制度の機能と役割」(2012年)によると、米国は他児養子が50%、日本は1%しかいません。成人養子は日本では67%で、米国はゼロです。日本は相続や家督継承のための成人養子が多いのですが、米国では子どもの福祉のための養子縁組がほとんどです。米国の書店には血縁関係のない家族のための子育て本がたくさん並んでいます。また、ギフトを贈る際にカードを添えますよね。養子として親子になった子どもに贈るカードもあります。「うちに来てくれてありがとう」といったメッセージが書かれています。米国では養子として家族になったことをオープンに語る文化ができていのように感じます。

年齢・発達に応じて伝える

——ハンドブックの改訂を経て、改めて「真実告知」とは？

米沢 「早ければ早いほどよい」という声がありますが、3、4歳から始め、小学校に上がるころにも必要で、その後は子どもの年齢・発達に応じて伝えていけばいいと思います。乳幼児期は「あなたと出会えてどんなに幸せか」と何度も伝え、信頼関係の基盤ができたところで、小学生くらいになると養子縁組について理解できるように話していくことが大事です。

小学校に入学したら「いのちの授業」が行われます。また、10歳を迎える時期に「2分の1成人式」を行う小学校もあります。9歳くらいから養子縁組という抽象的な概念が理解できるようになり、生みの家族を失った喪失についても考えるようになってくるので、言葉や伝え方を工夫する必要があります。例えば、生みの親のことを「本当のお母さん」とか「本当のお父さん」と伝え、養親は自分にとって誰なのか混乱してしまうかもしれません。

——真実告知については悩んでいる人もいますが、真実告知は避けてはいけません。

米沢 幼いころから伝えるのは子どもが受け入れやすいから。子どもは成長とともに、いろいろな疑問を感じて質問してくることもあります。告知は1度すればそれでいいというものではなく、年齢

や発達に応じて聞いてくる内容も異なってきます。子どもがいつでも尋ねられるように「いつでも聞いていいよ」というオープンな関係を日頃から作っておくことが大切です。隠しても子どもは気づきますし、信頼関係のある里親・養親から聞きたいのです。

親子と関わりながら学んできた

——受託した時期はすでに物心ついていたり、里親・養親に実子がいたりする家庭もあります。

米沢 最初から里親・養親と血縁関係がないと分かっていたり、血縁関係がある親子と生活をともにしたりする場合、子どもは「(容姿などが)似ていることが、いいこと」と捉えたり、世間が持つ偏見を押しつけられたりして戸惑うかもしれません。実子がいる場合、里親・養親は「親として分け隔てなく見ていけるか」と悩むでしょう。私たちはいろいろなケースと関わりながら学んできました。「出産も縁組も、出会うという意味では同じなのだと思う」とは実子と養子を育てている、ある養親の言葉です。いろいろな家族のあり方を認めることが大事です。

——最後に、よりよい親子関係を築くために、これから考えていきたいことを教えてください。

米沢 子どもの立場を尊重する意識が大事です。子どもと大人の時間は流れる速度が違い、子どもの1年は貴重です。このことを考えると、できるだけ早く子どもの将来の方針を決め、養子縁組が可能な子どもはできるだけ早く養親家庭を見つけ、安定した環境を提供することが子どもの最善の利益になると思います。

橋本 子どもの権利とともに、生みの親の権利や生き方も尊重せねばいけません。子どもを手放す決断に時間の余裕はなく、支援者は「決断を迫る」という姿勢になりがちです。しかし、生みの親の人権が損なわれてはいけません。生みの親も子どもと共に幸せになれる制度や方法を考えていくことが必要です。

※「家庭養護促進協会神戸事務所」
ホームページ



『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2024年2月から4月までの動きをお知らせします。

◆全国里親会（全里）の動き

〈役員会開催報告〉

- ▶ 令和5年度第5回理事会
3月3日（日） AP品川アネックス（東京）
内容 令和5年度補正予算（案）、令和6年度事業計画（案）・予算（案）・内閣府報告（案）、令和6年役員等候補者推薦（案）について、「創設70周年記念誌」配布取り扱いについて等。
- ▶ 令和5年度第6回理事会
3月23日（土） AP品川アネックス（東京）
内容 自然災害被災等に対する支援規程（案）、事務局長及び事務局員の雇用継続契約締結、令和5年度会計収支決算に関する監事監査及び決算理事会の開催（案）等。
- ▶ 令和5年度第3回里親委託等推進委員会
3月3日（日） AP品川アネックス（東京）ハイブリッド
内容 記念誌（配布範囲、配布方法等）、里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック改訂、相談事業（事業実施方法等）、里親委託等推進委員会の活動方針、創設70周年記念式典実行委員会報告等。
- ▶ 令和5年度評議員選定委員会
3月23日（土） AP品川アネックス（東京）
内容 「評議員選定委員会の運営に関する規程」に基づき、評議員を選出。
- ▶ 令和5年度業務運営委員会
3月23日（土） AP品川アネックス（東京）
内容 2023年度全里執行状況、2024年度業務運営委員会活動について意見交換等。
- ▶ 第6回70周年記念式典実行委員会
3月3日（日） オンライン
内容 式典内容、各係の業務等。

〈外部団体の行事への参加〉

- ▶ 第5回巣立ちの権利ノート制作委員会（仮）
2月3日（土） 朝日新聞東京本社
内容 巣立ちの権利ノート本体の内容、配布物の形態、養育者向けガイドブックの内容、今後のスケジュール等。河内会長出席。
- ▶ 全国子ども家庭養育支援研究会総会
2月15日（木） 河内会長出席。
- ▶ 日本財団子どもWEEKEND研修出席・能登半島

地震被災対応及び支援物資見積報告

- 2月16日（金） 河内会長出席。
- ▶ 子ども家庭養育支援研究会・震災救援災害時子ども福祉応援金給付委員会
2月26日（月） 河内会長オンライン出席。
- ▶ 改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式検討委員会
2月26日（月） 眞保副会長出席。
- ▶ 里親等委託推進に向けた効果的なアセスメントマッチング手法等に関する調査研究委員会
2月26日（月） 岩橋理事オンライン出席。
- ▶ ENEOS奨学助成審査委員会
3月5日（火） 岩橋理事オンライン出席。
- ▶ 改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式」検討委員会
3月12日（火）～19日（火） 眞保副会長出席。
- ▶ 全国子ども家庭養育支援研究会 能登半島地震災給付委員会
3月17日（日） 河内会長オンライン出席。
- ▶ 「令和6年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業」評価検討委員会
3月21日（木） 岩橋理事書面審査出席。
- ▶ 宮内庁訪問
3月22日（金） 河内会長・河村顧問・眞保副会長・高倉事務局長出席。宮内庁及び三笠宮家の瑠子女王殿下に全国里親会創設70周年記念誌謹呈。
- ▶ 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業第3回検討委員会
3月27日（水） 河内会長オンライン出席。
- ▶ 全国子ども家庭養育支援研究会
4月5日（金）～6日（土） 河内会長出席。
能登半島地震被災現地視察。

〈感謝〉

- ▶ ㈱セイバン様よりランドセル寄贈
2023年度は、㈱セイバン様より202個のランドセルをお贈りいただきました。
- ▶ 巣立ちの権利ノートの配布
「巣立ちの権利ノート」（制作・巣立ちの権利ノート制作委員会、朝日新聞厚生文化事業団協力）をいただきました。各里親会あてに送付済みです。

〈お知らせ〉

- ▶ 「里親養育指針ハンドブック」の改訂版
「里親養育指針ハンドブック」の改訂版が出来上

がりました。4月からの改正児童福祉法に対応した内容となっています（有料）。ご希望の方は全国里親会事務局まで。

〈令和6年度全国里親会主催の主な行事予定〉

- ▶ 第69回全国里親大会ふくい大会
10月12日（土）～13日（日）
みくに未来ホール、あわら温泉清風荘
- ▶ 第6回里親制度研修講座
5月16日（木）
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）
- ▶ 令和6年度会長会議&会長研修
第1回 5月17日（金）
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）
第2回 10月12日（土） 福井県
第3回 日時場所未定
- ▶ 全国里母のつどい
2月予定
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）
- ▶ 北海道ブロック大会
9月8日（日） グランドパーク小樽
- ▶ 東北ブロック大会（宮城県）
7月28日（日） 仙台市福祉プラザ
- ▶ 関東甲信越静ブロック大会（神奈川県）
7月13日（土） 相模原市民会館
- ▶ 近畿ブロック大会（滋賀県）
6月30日（日）
ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
- ▶ 東海北陸ブロック大会（福井県）
10月12日（土）～13日（日）
福井県みくに未来ホール、あわら温泉清風荘
※全国大会と同時開催
- ▶ 中国ブロック大会（広島県）
5月25日（土）～26日（日）
広島市総合福祉センターホール
（ビッグフロントひろしま）
- ▶ 四国ブロック大会（徳島県）
9月8日（日）
藍住町総合文化ホール
- ▶ 九州ブロック大会（熊本県）
7月20日（土）～21日（日） 熊本市
熊本城ホール 多目的ホール（シビックホール）

◆その他

- ▶ 「かかれてしまえばいいのです」若者向けweb空間
→ <https://kakurega.lifelink.or.jp/>
生きるのがしんどいと感じている子ども・若者向けのWeb空間「かかれてしまえばいいのです」(特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフ



▲ つなごり連絡帳

リンク) が3月1日にオープンしました。絵本作家ヨシタケシンスケ氏がコンセプト策定や全体の世界観・コンテンツ制作などで、全面協力しており、匿名・無料で24時間利用可能です。

- ▶ 「つながりの連絡帳」の公開・無償配布
学校や地域における里親家庭への理解を深めることを目的とした小冊子『つながりの連絡帳』が作成、公開されています。制作においては、里親支援機関、里親、里親家庭で暮らした経験のある方などが携わっています。無償配布されていますので、希望される方は下記HPをご覧ください。

問合わせ

日本財団 子どもたちに家庭をプロジェクト
→ <https://nf-kodomokatei.jp/news/2024tsunagari.html>
TEL 03-6229-5111(代表)

2024年1月16日～4月12日

(木ノ内博道)

- ▶ **不当な面会制限** 虐待を受けた疑いがあるとして児相が一時保護した子どもをめぐる、面会を制限された親が児相側を提訴するケースが相次いでいる。児相側は子どもの安全を第一に対応しているが、面会のルールがないことや人手不足が要因になっているのではないかと識者の声。
- ▶ **一時保護中通学6%** 毎日新聞社の調査で、22年、児相が一時保護した子どもが週4日以上学校に通ったのは6%。学校で教育を受ける権利が保障されているとはいえない、と。
- ▶ **児相への不満** 4歳娘に向精神薬を飲ませて殺害した事件で、殺人容疑で逮捕された母親のコメントが紹介されている。「いろいろ言われるのが煩わしかった」など。殺害の理由にはならないが、児相の対応も気になる。
- ▶ **児相業務の効率化** 児相の業務のデジタル技術活用に関心が高まっている。事務の軽減、対応精度の効率化のために。
- ▶ **水滴チェック** 中学生の修学旅行で、風呂上りに水滴がついていないか裸のまま教員がチェックする。多くの生徒が気持ち悪いと答えている。裸で万歳させられたという生徒も。全国の多くの学校で行われているという。
- ▶ **アクティブ・バイスタンダー** ハラスメントや痴漢、暴力などの現場に遭遇した際、見て見ぬふりをせず被害者を守るために行動する人のこと。具体的な介入方法や知識を学ぶ研修会や動画もあり関心を集めている。
- ▶ **目黒・虐待死女兒の手紙公開** 6年前の、話題となった女兒の「もうおねがいゆるして」とノートに書いたメモ。捜査の原則を破って公開した、と警視庁捜査一課幹部の思い出。
- ▶ **こどもの視点カフェ** 子どもの体感を大人サイズに置き換えるとどうなるかが味わえるカフェ（東京港区）が人気。ランドセルの重さは20キロに相当し、大人は4メートル級の巨人生物に。
- ▶ **母親の育児ストレス** 母親の育児ストレスと腸内細菌叢の関係を調べたところ、育児ストレスの高い母親の腸内細菌叢の多様性が低いことが分かった。
- ▶ **先天性梅毒** 梅毒患者が増えており、母親から新生児への感染が増えている。新生児検査を求める声がある。

- ▶ **小中学習端末の情報保護** 小中学生の学習端末を配る政府に対して、多くの自治体で子どもの個人情報や教育データの保護が不十分との実態が浮かび上がった。
- ▶ **子連れ出勤** 地方自治体の職員が子や孫と一緒に登庁し世話をしながら仕事ができるこの制度が各地に広がり始めている。
- ▶ **子どもを望まない** ロート製薬は妊活白書23年版を公表。18-29歳の未婚男女400人のうち「将来子どもはほしくない」と回答した割合が55.2%に上った。
- ▶ **生後0歳虐待死176人** こども家庭庁の統計で、生後0歳で176人の死亡があり父の年齢が把握できたのは43人とどまった。母となった女性はすべて医療機関以外で出産されている。
- ▶ **短時間給食** 給食をのどにつまらせ死亡した事故をめぐる、SNSで給食時間の短さを訴える声が上がっている。
- ▶ **福祉避難所** 妊産婦や乳幼児を専門に受け入れる避難所の整備が広がりをみせている。
- ▶ **胚培養士** 体外受精で生まれた子は約11人に1人。不妊治療を選択する人は増加傾向にあり、卵子や精子を管理し体外受精などを行う胚培養士は不足気味。
- ▶ **凍結胚は子ども** アメリカ・アラバマ州の最高裁判断。体外受精でできた受精卵を凍結保存した凍結胚は子どもとみなすとの判断が波紋を呼んでいる。未使用の凍結胚を廃棄すれば罪に問われる可能性もある。
- ▶ **月経リテラシー** あるスポーツウーマンの話。学校や家庭で、10代から月経リテラシーを高めてほしい、と。
- ▶ **生理は追試対象** 公立高校入試と月経が重なった生徒への対応で、追試の対象にすると地域が広がっている。
- ▶ **赤ちゃん時のウイルス感染** 慈恵医大のチームが、赤ちゃん時の特定ウイルス感染がうつ病になりやすくすると発表。
- ▶ **チーム担任制** 京都市の小学校で、2学年4クラスを4人の教員で受け持つチーム担任制が児童や保護者に好評。多様な関わりを生む、と。
- ▶ **ノーキッズゾーン** 子どもの入店を禁止する韓国の高級店が話題になっている。
- ▶ **発達障害の学生** 私立大学で発達障害を抱えた学生が増えており支援体制の整備が急務となっている。

編集
後記

公益財団法人全国里親会は創設70周年を迎えました。70年もの長きにわたり、多くの里親さんが子どもたちを家庭に迎え入れ、愛情をもって子どもたちの自立を支えてきたことを考えた時、その歴史の重さに身の引き締まる思いがします。『里親だより』の読者の皆様のご支援を力に、この先も子どもとともに考え歩み続けていきたいと考えています。(岩橋)

里親だより 第140号 発行日 2024年(令和6年)5月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・齋藤 直巨・若林 朋子・島袋 貞治・木ノ内 博道 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail info@zensato.or.jp